

茨城県歯科医師会からのお知らせ

労働安全衛生法に基づく 歯科特殊健康診断について

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、健康診断を実施しなければなりません。

また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

事業者を実施が義務づけられている健康診断のうち、特定の有害物を取り扱う労働者や有害な作業環境下で働く労働者に対しては、

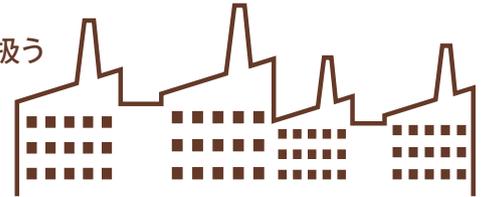
「歯科医師による健康診断(歯科特殊健康診断)」

を行うこととされています。下記の法規に該当する場合、労働者数、

取扱い物質の多少にかかわらず、歯科医師による健康診断が義務づけられています。

茨城県歯科医師会では、事業者が実施する「歯科医師による健康診断(歯科特殊健康診)」の申し込みを受け付け、担当する歯科医師を紹介します。

労働者の健康管理のため、法に基づく健康診断の適正な実施をお願いいたします。



●関連する法規

労働安全衛生法第66条第3項では、事業者が政令(労働安全衛生法施行令第22条第3項)で定めている有害業務に対して、省令(労働安全衛生規則第48条)で定める方法で歯科医師による健康診断を行わせなければならないと規定されています。

【労働安全衛生法第66条第3項】

事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

【労働安全衛生法施行令第22条第3項】

法第66条第3項の政令で定める有害な業務は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務とする。

【労働安全衛生規則第48条】

事業者は、令第22条第3項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。



●申し込み(問い合わせ)先



公益社団法人 茨城県歯科医師会

所在地: 〒310-0911 茨城県水戸市見和2-292-1

TEL: 029-252-2561 FAX: 029-253-1075

E-mail: office@ibasikai.or.jp